



## 第66回

# 定時株主総会招集ご通知

### 日時

2026年6月24日（水曜日）  
午前10時00分（受付開始午前9時00分）

### 場所

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地  
JR神田万世橋ビル  
ステーションコンファレンス万世橋（4階）

### 決議事項

#### <会社提案>

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 執行役員及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

#### <株主提案>

- 第4号議案 定款一部変更の件



議決権行使が簡単に！

「スマート行使<sup>®</sup>」対応

スマートフォンからQRコード<sup>®</sup>を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

総会当日、会場でのお土産の配布はございませんので、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

信越ポリマー株式会社

証券コード：7970

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第66回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当連結会計年度の業績は、別途ご報告申し上げますとおり、売上高は、前期に比べ増収となり、利益につきましても、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前期に比べ増益となりました。期末配当金につきましては、1株につき32円とし、本総会に上程させていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先にお支払いいたしました中間配当金と合わせて、前期に比べ10円増配の1株につき62円となり、8期連続の増配となります。

当社グループは、昨年更新した中期経営計画「Shin-Etsu Polymer Global & Growth 2029」にて掲げた事業戦略、財務・非財務戦略に取り組んでおり、目標の達成に向けこれらを着実に実行してまいります。成長領域ではAI関連の需要拡大が見込まれる半導体関連容器や自動車関連製品の新たな需要を獲得し、基盤領域では独自製品を主体とした販売力の強化や、生産性の向上に邁進いたします。また、変化の激しい国際情勢には、迅速な情報収集・分析によって適切に対応してまいります。これらの取り組みを業績向上につなげていくことにより、株主の皆様のご期待にお応えし、企業価値のより一層の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。



代表取締役社長

**出 戸 利 明**

(証券コード 7970)  
2026年6月8日  
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目1番3号

**信越ポリマー株式会社**

代表取締役 出 戸 利 明  
社 長

## 第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shinpoly.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「信越ポリマー」又は「コード」に当社証券コード「7970」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2026年6月23日（火曜日）午後5時35分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 開催日時	2026年6月24日（水曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時00分）
2. 開催場所	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地 JR神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋（4階）
3. 会議の目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>〈会社提案〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の配当の件</li> <li>第2号議案 取締役5名選任の件</li> <li>第3号議案 執行役員及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件</li> </ul> <p>〈株主提案〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第4号議案 定款一部変更の件</li> </ul>
4. 招集に当たっての決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議決権行使書面において、議案に対して賛否の表示をされないときは、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。</li> <li>● 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。</li> <li>● インターネットの議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示としてお取り扱いいたします。</li> </ul>

以上

- 電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、並びに会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
  - ・ 事業報告（会社の新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制に関する事項）
  - ・ 連結計算書類（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
  - ・ 計算書類（株主資本等変動計算書、個別注記表）
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 開催日時

**2026年6月24日(水曜日)**  
**午前10時**  
(受付開始：午前9時00分)

### 書面(郵送)により議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 行使期限

**2026年6月23日(火曜日)**  
**午後5時35分到着分まで**

### インターネットにより議決権をご行使される場合



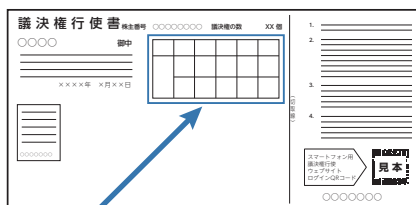
次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、画面の案内に従い議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

**2026年6月23日(火曜日)**  
**午後5時35分まで**



## 議決権行使書用紙の記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 反対の場合：「否」の欄に○印

第4号議案は、株主さまからご提案いただいたものです。当社取締役会は、第4号議案に**反対**いたします。詳細については、第4号議案の当社取締役会の意見をご参照ください。

会社提案・当社取締役会の意見にご**賛同**いただける場合、以下のように賛否をご表示ください

	第1号議案	第2号(下の候補者を除く)議案	第3号議案	株主提案	第4号議案
会社提案	賛	賛	賛		賛
	否	否	否		否

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

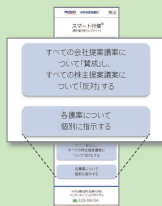
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回**のみ。

「スマート行使」による議決権行使後に行使内容の修正を行いたい場合は、お手数ですが右記に記載の[議決権行使コード・パスワード入力による方法]で修正いただけますようお願い申し上げます。

### 議決権行使コード・パスワード入力による方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



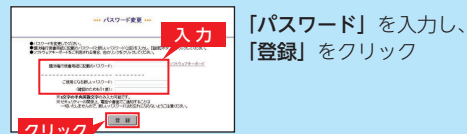
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



- 2 ログインする



- 3 パスワードの変更



- 4 以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

△「議決権行使コード」と「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙をご覧ください。

### ご了承いただく事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

### 機関投資家の皆様へ

- 機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

## ＜会社提案＞

## 第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題のひとつとして認識しております。

経営基盤の強化と持続的成長による企業価値の向上を目的として、財務体質の健全性並びに研究開発投資や生産設備投資及びM&Aなどのための資金を確保しつつ、業績に応じた中期的に安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、業績と今後の事業展開及び配当性向等を総合的に勘案し、1株につき32円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金30円を加えた年間配当金は、1株につき62円となり、前期と比較して10円の増配となります。

期末配当に関する事項

## (1) 配当財産の種類

金銭

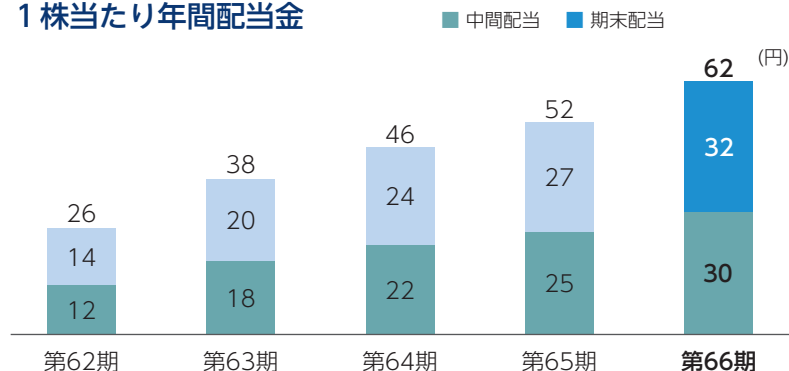
## (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金32円 総額 2,571,895,072円

## (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月25日

## 1 株当たり年間配当金



## 第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

下記の取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位及び担当		性別	取締役会 出席回数
1	おの 小野 義昭	取締役会長 会長執行役員	再任	男性	14/14回
2	でと 出戸 利明	代表取締役社長 社長執行役員	再任	男性	14/14回
3	こわだ 小和田 収	執行役員 経営管理本部経営企画部長兼経理部長	新任	男性	—
4	みやした 宮下 修	取締役	再任	男性	14/14回
5	むらた 村田 珠美	取締役	再任	女性	10/10回

候補者番号

1

おの よしあき  
小野 義昭

1944年1月1日生（男性）

再任

■ 所有する当社株式の数

79,600株

■ 取締役会への出席状況

14/14回

■ 在任年数

13年

## ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1967年 4月	信越化学工業株式会社入社	2009年 6月	同社代表取締役専務・シリコン事業本部長
2000年 6月	同社シリコン電子材料技術研究所長	2013年 6月	同社代表取締役社長
2003年 6月	同社取締役	2021年 6月	同社社長執行役員
2004年 11月	同社新規製品部長	2023年 6月	同社代表取締役会長・会長執行役員
2005年 6月	同社常務取締役	2025年 6月	同社取締役会長・会長執行役員（現任）
2007年 12月	同社研究開発部長・特許部長		

## ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## ■ 取締役候補者とした理由

小野義昭氏は、信越化学工業株式会社でのシリコン事業を中心とした幅広い知見や経験を有し、2013年6月から長年にわたり当社代表取締役社長として当社の業績向上に尽力し、実績を上げました。現在は取締役会長として、これまでの経験に基づき、経営監督に貢献しており、引き続き当社の企業価値向上へ寄与できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

で と としあき  
出戸 利明

1952年12月17日生（男性）

再任

■ 所有する当社株式の数

107,300株

■ 取締役会への出席状況

14/14回

■ 在任年数

14年

## ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 10月	当社入社	2014年 4月	当社営業本部長
1997年 6月	当社機能製品事業本部OAグループマネジャー	2016年 6月	当社常務取締役
2007年 6月	当社高機能製品事業本部機能製品事業部長	2018年 6月	当社専務取締役
2012年 6月	当社取締役	2021年 6月	当社取締役・専務執行役員
2013年 6月	当社高機能製品事業本部長	2023年 6月	当社代表取締役社長・社長執行役員（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## ■ 取締役候補者とした理由

出戸利明氏は、主に精密成形品事業に従事し、長く営業本部の責任者を務め、営業における豊富な経験や知見を有しております。2023年6月からは代表取締役社長として、成長戦略の推進を指揮しており、引き続き当社の企業価値向上への貢献できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

こわだ おさむ  
小和田 収

1962年5月28日生 (男性)

新任

■ 所有する当社株式の数

16,400株

■ 取締役会への出席状況

-

■ 在任年数

-

## ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2018年 2月	Shin-Etsu Polymer(Malaysia)Sdn. Bhd. 社長
2002年 5月	Shin-Etsu Polymer(Malaysia)Sdn. Bhd. Director (現任)	2019年 1月	Hymix Co., Ltd.社長
2005年 8月	Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.社長	2021年 6月	当社執行役員・経理部長 (現任)
2014年 2月	Shin-Etsu Polymer (Thailand) Ltd.社長 (現任)	2023年 6月	当社経営企画部長 (現任)
2014年 9月	Shin-Etsu Polymer India Pvt. Ltd.社長 (現任)	2023年 8月	Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.最高経営責任者 (現任)

## ■ 重要な兼職の状況

Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.最高経営責任者

## ■ 取締役候補者とした理由

小和田収氏は、主に経理業務に従事し会計及び財務等に関する知識にすぐれ、長年、アセアン・インド地域の製造・販売拠点の責任者を務めるなど、豊富な経験と見識を有しております。現在は経理部門及び経営企画部門の責任者を務めており、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

みやした おさむ  
宮下 修

1954年12月18日生 (男性)

再任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数

-

■ 取締役会への出席状況

14/14回

■ 在任年数

7年

## ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4月	三菱商事株式会社入社	2015年 4月	エム・シー・ヘルスケア株式会社代表取締役社長
2010年 4月	同社理事関西支社副支社長	2019年 4月	同社顧問
2011年 4月	同社理事リテイル・ヘルスケア本部長	2019年 6月	当社取締役 (現任)

## ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## ■ 社外取締役候補者とした理由

宮下修氏は、総合商社において主に医療品事業分野での豊富な経験と見識を有しており、そうした観点から、当社の経営に対し、客観的かつ適切な監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。また、宮下修氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役に就任してからの年数は7年であります。

候補者番号

5

むらた たまみ  
村田 珠美

1960年1月18日生（女性）

再任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数

-

■ 取締役会への出席状況

10/10回

■ 在任年数

1年

## ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1988年 4月	弁護士登録・第二東京弁護士会 東京八重洲法律事務所（現あさひ法律事務所）入所	2013年 4月	総務省電波監理審議会委員
2001年 8月	村田法律事務所代表（現任）	2014年 6月	SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
2008年 4月	第二東京弁護士会副会長	2021年 4月	総務省行政不服審査会委員（現任）
2009年 4月	東京家庭裁判所委員会委員	2025年 6月	当社取締役（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

村田法律事務所代表

## ■ 社外取締役候補者とした理由

村田珠美氏は、長年弁護士として、法律分野における多様な経験と高い見識を有していることに加え、官公署の委員会において、長年培われてきた知識及び経験により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など、社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

村田珠美氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、村田珠美氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役に就任してからの年数は1年であります。なお、村田珠美氏は、村田法律事務所の代表を務めておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者のうち、過去10年間における親会社である信越化学工業株式会社及びその子会社等の業務執行者であった者の地位及び担当は、上記「略歴並びに当社における地位及び担当」欄に記載のとおりであります。
3. 宮下修氏及び村田珠美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、宮下修氏及び村田珠美氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本総会において両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 候補者との責任限定契約  
当社は、社外取締役との間に会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。  
当社は、社外取締役候補者宮下修氏及び村田珠美氏との間で、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しております。宮下修氏及び村田珠美氏が取締役に再任された場合、当社は両氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。  
当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。  
当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。  
当該保険契約により被保険者が当社又は当社子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して被保険者が株主又は第三者から損害賠償請求された場合の被保険者が被る損害及び訴訟費用等が補填されることとなります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第3号議案 執行役員及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的とし、当社執行役員及び従業員に対し新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行するものであります。

### 2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

#### (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権4,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式400,000株を上限とし、下記(3)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

#### (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

#### (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

##### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

## ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（单元未満株主による单元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

## ③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の2年後の応当日の翌日から2032年3月31日まで

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
  - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、2032年3月31日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができるものとする。
    - a. 当社の役員、執行役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
    - b. 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
  - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、2032年3月31日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
  - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
- i 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要な場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

ii 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、上記⑥に定めるところにより新株予約権を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

⑧ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の行使の条件  
上記⑥に準じて決定する。
- ix 新株予約権の取得条項  
上記⑦に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ その他新株予約権の細目等  
上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

## 〈株主提案〉

第4号議案は、株主様1名からのご提案によるものです。なお、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

### 第4号議案 定款一部変更の件

#### 1. 議案の要領

当社の定款第22条を下記の通り変更する。

(下線部が変更箇所を示します)

変更前	変更後
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は取締役会の決議によって選定する。 2 取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役は、取締役会の決議によって定める。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は取締役会の決議によって <u>2名以上</u> 選定する。 2 取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役は、取締役会の決議によって定める。

#### 2. 提案の理由

現行定款において代表取締役の員数は定められておりません。第66期事業年度においては取締役会長と取締役社長の2名が代表取締役に選定されていましたが、第67期事業年度では取締役社長1名に減員され、その異動は経営体制の見直しによるとされています。当社の事業内容は多角化していると共に事業規模も拡大していることから、社内外の業務の役割を分担し合って業務の迅速化を図り効率的に事業を進めるためには代表取締役は2名以上の体制にすることは必須と考えます。また、ガバナンス体制の面からも代表取締役が1名だと権限が過度に集中し専権化することで公正さに疑念を抱かせる片寄った経営に陥るリスクがあります。これを防止するためにも2名以上の代表取締役の選定をすべきです。

### 3. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に**反対**いたします。

#### 本株主提案に反対する理由

#### (1) 本株主提案に基づく定款変更は、経営戦略や組織体制の柔軟性等を失わせるおそれがあること

本株主提案に基づき、定款変更により代表取締役を「2名以上」とした場合、代表取締役の員数は定款上の制約となり、今後いかなる経営環境・事業環境の下においても、改めて株主総会決議による定款変更を行わなければ、代表取締役を1名とする体制をとることができなくなります。代表取締役の員数は、経営戦略、組織体制・人財の状況等を踏まえ、取締役会が柔軟かつ機動的に判断すべき経営上の事項であり、本株主提案に基づく定款変更は、そのような柔軟性や機動性を失わせるものといわざるを得ません。

現在、当社は、代表取締役を1名とする体制での経営を行っておりますが、そのような体制とした理由は、経営責任の所在の明確化・意思決定の迅速化・効率的な経営体制の構築というものであり、この判断は合理的なものと考えております。

#### (2) 当社の事業内容の多角化は代表取締役の員数を定款で2名以上と固定化すべき根拠とならないこと

当社の事業は多角化してはおりますが、当社では、いわゆる社内カンパニー制や独立した事業部制といった、事業分野ごとのいわば「縦割り」の組織体制を採用しておらず、メーカーとしての主要な機能である、営業、研究開発、技術生産等の機能ごとの組織体制をとっております。各組織には取締役又は執行役員を責任者として配置し、これらの者が役割分担をしつつ日々の意思決定などを行い、その上で、代表取締役が当社全体を俯瞰して、当社の運営の一貫性や一体性を確保しております。

このような当社の組織体制においては、当社の事業内容が多角化していることを理由として代表取締役を複数名置き、各代表取締役が担当部門・担当事業を分けて各組織の責任者となる必要性は乏しく、複数の代表取締役が担当部門・担当事業を分担することで、かえって、当社の運営の一貫性や一体性を失わせるおそれがあります。

### (3) 当社には代表取締役の「専権化」や「片寄った経営」を防止する仕組みが存在すること

当社では、重要な業務の意思決定・監督の仕組みとして、毎月の定例及び臨時の取締役会に加え、執行役員等の定例会議を設けるほか、各取締役及び各執行役員において担当業務を執行する一方、社外監査役を含む監査役による監査を行っております。また、当社では、取締役会と監査役会により、業務執行に関する監督及び監査を重層的に行っておりますが、取締役会の構成メンバー5名のうち2名が独立社外取締役であり、4名の監査役のうち2名が独立社外監査役であって、取締役会による監督と監査役会による監査の客観性及び中立性を確保しております。

さらに、当社取締役の報酬等は、当社が任意に設置した指名・報酬委員会の答申に従って定められることとなっておりますが、指名・報酬委員会の構成員は独立社外取締役が半数を占めており、この点も代表取締役への過度な権限集中を抑制する機能を果たしております。

以上のように、当社では、代表取締役の人数にかかわらず、本株主提案で指摘されているような代表取締役の「専権化」や「片寄った経営」を防止する仕組みが存在しており、これらの「リスク」を理由として代表取締役の員数を2名以上とする定款変更の必要性は認められないものと考えております。

### (4) 当社の現行の定款を維持した場合においても会社運営上の支障は生じないこと

当社では、万が一代表取締役である社長に事故が生じた場合であっても、定款及び社内規程に基づき、滞りなく他の取締役等が業務を遂行する体制が確立されており、この点でも、定款で代表取締役の員数を2名以上と固定化させる必要性は認められないものと考えております。

当社取締役会は、本株主提案につき、慎重に審議・検討を行いましたが、以上の理由から、本株主提案に反対いたします。

なお、上記「2. 提案の理由」において、「第66期事業年度においては取締役会長と取締役社長の2名が代表取締役に選定されていましたが、第67期事業年度では取締役社長1名に減員され、…」とされていますが、実際には、当社の代表取締役は、第65期は2名体制であり、第66期から1名体制となっております。

以上

(ご参考)

## 社外役員の独立性基準

当社は、当社の社外役員の独立性を判断する基準として、以下に掲げる事項に該当しない者であることとします。

1. 当社及び当社の親会社、子会社、関連会社（兄弟会社を含む。以下同じ。）の業務執行者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員その他これらに準ずる者及び使用人をいう。以下同じ。）
2. 当社の親会社の監査役
3. 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等である場合は、当該法人等の業務執行者）
4. 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等である場合は、当該法人等に所属する者）
5. 当社から多額の寄附を受け取っている者（法人等である場合は、当該法人等の業務執行者）
6. 最近において上記1. から5. のいずれかに該当していた者
7. 以下の各号に掲げる者（重要な者（注）に限る。）の二親等以内の親族
  - (1) 当社及び当社の親会社、子会社、関連会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、当社子会社の会計参与を含む。）
  - (2) 上記2. から5. に掲げる者
  - (3) 最近において上記(1) 又は(2) に該当していた者

(注) 「重要な者」とは、

- (イ) 業務執行者の場合、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。
- (ロ) 監査法人又は会計事務所に所属する者のうちの公認会計士、法律事務所に所属する者のうちの弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうちの評議員、理事及び監事等の役員をいう。

(ご参考)

## 本総会後の役員の構成（予定）及びスキルマトリックス

	氏名	属性	主な知識・経験・能力等						
			企業経営	グローバル	技術・生産	マーケティング	財務・会計	法務・ガバナンス	人財マネジメント
取締役	小野 義昭		○	○	○				○
	出戸 利明		○	○		○			○
	小和田 収		○	○	○		○		○
	宮下 修	社外 独立	○	○		○			
	村田 珠美	社外 独立						○	
監査役	平澤 秀明			○			○	○	
	鳥丸 義明			○		○		○	
	吉原 達生	社外 独立	○	○	○				
	森谷 知子	社外 独立					○	○	

(注) 各役員の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

以上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

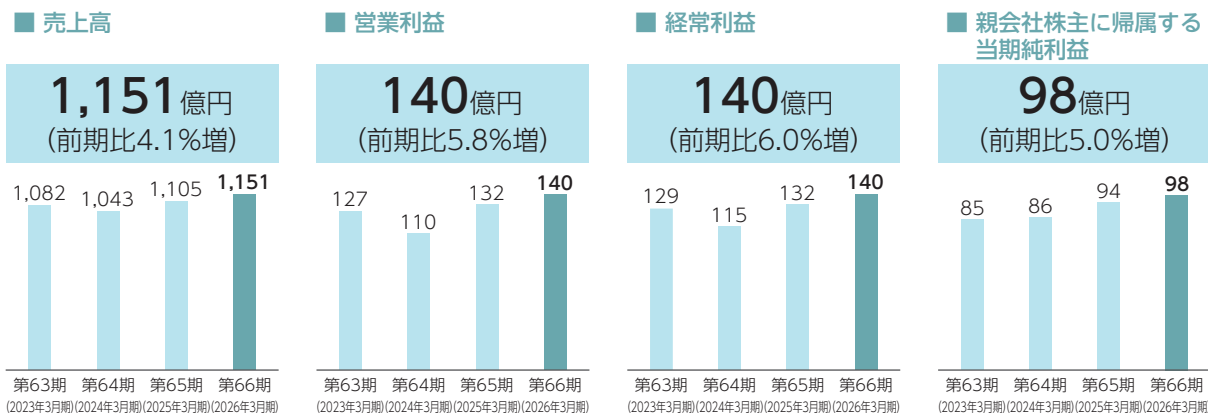
当連結会計年度における世界経済は、米国の通商政策の影響は残ったもののAI関連需要の拡大が進み、緩やかな持ち直しが続きました。米国では関税による景気の下押し圧力がある中、個人消費や設備投資が底堅く推移しました。欧州では消費財の生産に弱さが見られましたが、物価安定に伴う消費拡大が補い、景気は緩やかに拡大しました。中国ではアセアン等への輸出が増加しましたが、経済対策の効果遞減が続き、内需の伸びは鈍化しました。また、中東の情勢不安により地政学リスクが高まりました。

日本経済は、自動車産業を中心に米国の通商政策の影響を受けましたが、内需主導で緩やかに回復しました。

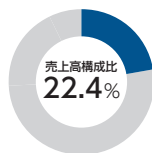
当社グループの関連する産業においては、自動車産業では環境対応車の販売が堅調に推移した一方で、EVの販売は減速が続きました。半導体産業ではAIの活用によるデジタル化の進展を背景に、サーバーやデータセンター向け半導体の需要増加が進みました。

このような状況のもと、当社グループは基盤領域における拡販・合理化、成長領域における能力増強・新規テーマの探索に注力した事業活動を継続的に展開しました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,151億16百万円（前期比4.1%増）、営業利益140億40百万円（前期比5.8%増）、経常利益140億8百万円（前期比6.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益98億99百万円（前期比5.0%増）となりました。



## (2) 事業別の概況



## 電子デバイス事業

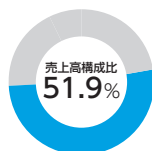
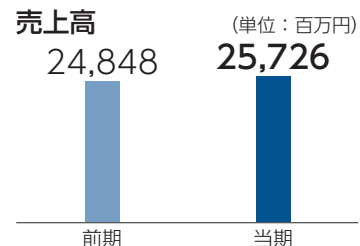
売上高  
25,726百万円  
(前期比3.5%増)



## 事業別概況

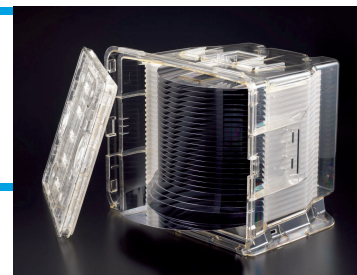
当事業では、車載入力デバイスは累計で前期を下回りましたが、ハイブリッド車の堅調な販売に伴い、回復基調で推移しました。また、ワイパーや延焼防止クッションなど車載シリコン成形品の需要が増したことでコンポーネント関連製品は前期を大幅に上回りました。自動車産業以外では、液晶接続用や検査用コネクタは振るいませんでしたが、VCF（視野範囲／光路制御フィルム）の需要は安定した水準を維持しました。

この結果、当事業の売上高は257億26百万円（前期比3.5%増）、営業利益は17億13百万円（前期比43.9%増）となりました。



## 精密成形品事業

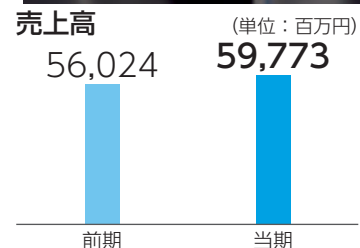
売上高  
59,773百万円  
(前期比6.7%増)

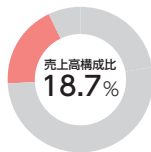


## 事業別概況

当事業では、半導体関連容器はAI関連など半導体の需要拡大を受け、出荷容器、工程内容器が共に好調に推移しました。OA機器用部品はプリンター用ローラの需要サイクルの影響が続きました。キャリアテープ関連製品は、汎用半導体用途は低調でしたが、AIサーバー向け大型電子部品用途が好調だったことから前期並みを維持しました。シリコンゴム成形品はカテーテルなど医療機器向け部品が伸び前期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は597億73百万円（前期比6.7%増）、営業利益は102億18百万円（前期比0.2%減）となりました。





## 住環境・生活資材事業

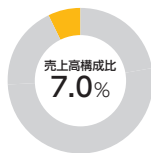
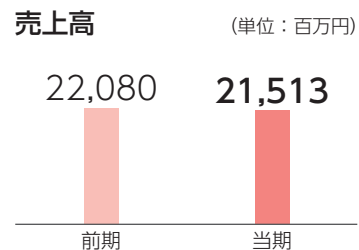
売上高  
**21,513**百万円  
(前期比2.6%減)



### 事業別概況

当事業では、外食産業向けラップの中で高付加価値の独自製品であるカラーラップの採用が拡大しました。また、機能性コンパウンドはアセアン市場で需要が持ち直し、電線被覆用途でF A機器向けなどの需要が回復基調で推移したことから前期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は215億13百万円（前期比2.6%減）、営業利益は16億31百万円（前期比19.7%増）となりました。

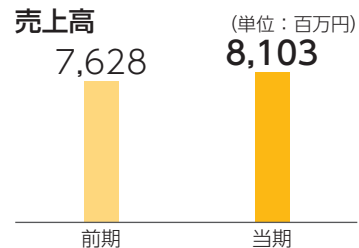


## その他

売上高  
**8,103**百万円  
(前期比6.2%増)

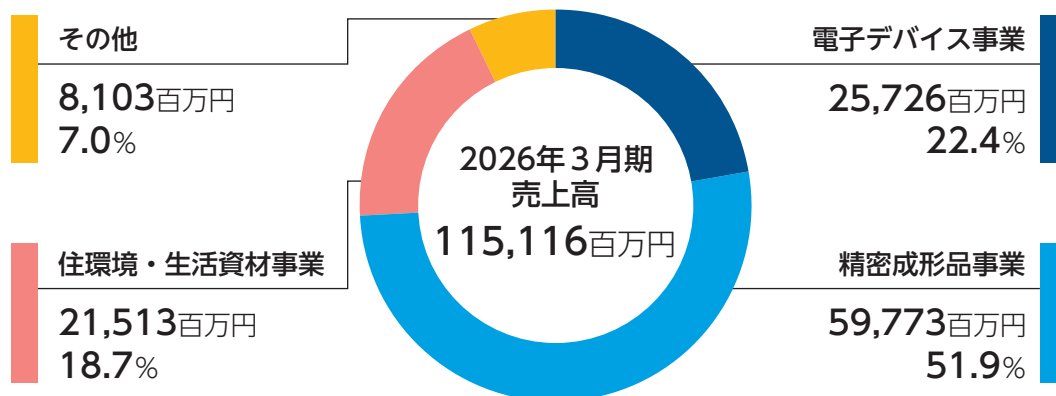
### 事業別概況

その他の売上高は81億3百万円（前期比6.2%増）、営業利益は4億76百万円（前期比0.6%増）となりました。



(ご参考)

## ◎事業別売上高構成比



## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達はありません。

## (4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、33億75百万円であります。その主なものは、電子デバイス製品製造設備7億68百万円（電子デバイス事業）、精密成形品製造設備19億67百万円（精密成形品事業）及び住環境・生活資材製造設備6億32百万円（住環境・生活資材事業）であります。

## (5) 対処すべき課題

2023年に中期経営計画「SEP G&G 2027」を公表し、成長事業への積極投資及び株主還元強化を進めてまいりましたが、半導体及び自動車の市場環境変化の影響等により、事業収益の拡大時期が当初の想定との差異が生じる結果となりました。

このような事業環境を勘案し、改めて中期の業績目標を示すと共に、全てのステークホルダーとのより強固な信頼関係を構築すべく、2025年11月に2030年3月期を最終年度とする中期経営計画「Shin-Etsu Polymer Global & Growth 2029」（略称 SEP G&G 2029）に更新し、公表しました。

地政学リスクの高まり、急激な為替変動、原材料価格の高騰など当社グループをとりまく状況はかつてない速さで変化しております。

このような変化に迅速かつ柔軟に対応し、中期経営計画に掲げた各戦略を着実に推進させることにより当社グループの企業価値を持続的に向上させてまいります。

### ● SEP G&G 2029 概要

#### 事業戦略

- ・成長領域における新規用途の獲得と積極的な投資
- ・基盤領域における独自製品の拡販と生産性の向上
- ・海外売上比率の拡大

#### 財務・非財務戦略

- ・成長領域における重点的な投資の実行を継続
- ・株主還元を強化し、安定的な高配当を継続
- ・ESGへの取組みを強化

### 2030年3月期 業績等方針

売上 1,500億円

ROE 約10%

経常利益 200億円※

配当性向 50%～

※ 経常利益と営業利益は同水準を想定

## ● SEP G&G 2029の各戦略の進捗状況と取り組み

### (事業戦略)

足元では、当社グループを取り巻く環境は非常に厳しいですが、成長領域における新規用途の獲得と積極的な投資、基盤領域における独自製品の拡販と生産性の向上、海外売上比率の拡大という戦略は更新前の計画から変わりはありません。

成長領域と位置づける半導体関連容器は、生成A1の普及に伴う先端半導体の需要の増加や、海外において汎用半導体の生産が高水準を維持したことなどを背景に堅調に推移しました。今後は、半導体製造後工程用の新規製品の実績化に取り組み、さらなる事業の拡大を目指してまいります。

もう一つの成長領域である自動車関連製品では、EVの普及に地域差が見られますが、段階的にパワートレインの転換は進んで来ており、将来的には環境対応車へのシフトが一段と進むものと予想されます。当社は延焼防止クッションに続くEV関連の新製品を粘り強く市場に提案してまいります。また、機能性材料では車載電子部品向け耐熱薄膜フィルムの量産化を図るべく実証・開発を進めております。さらには、高い機能性を追求し、環境対応車やバッテリーを用いた社会インフラ整備の分野においても新規製品を開発することにより、事業の拡大を目指してまいります。

基盤領域と位置づける入力デバイス、OAローラ、食品包装用ラッピングフィルム、機能性コンパウンドなどの製品については、他社との差別化を徹底し、市場シェアの拡大を図ることで、さらなる販売力強化に努めてまいります。

2025年4月に子会社の株式会社キッチンスタを吸収合併し、ラッピングフィルム等包装資材関連事業の組織運営を一体化しました。カラーラップなど当社独自の製品をさらに伸ばし、業務用小巻ラップシェアのトップポジションをさらに強固にしてまいります。

### (財務・非財務戦略)

基盤領域の収益向上によって企業収益の土台を構築し、半導体関連容器や延焼防止クッション、耐熱薄膜フィルムなどの成長領域における積極的な設備投資を行います。また、シナジーの見込める領域でのM&Aも積極的に取り組んでまいります。

中期的には、ROE約10%を目指し、配当性向50%以上で安定的な配当水準の継続を計画してまいります。なお、2026年3月期の配当水準は、配当性向約50%といたします。

当社グループは、企業理念に基づき、安全、公正を最優先とする経営に徹し、社会とともに成長し続ける企業を目指しております。社会からの要請・期待に応えながら、事業を通じて社会課題の解決を目指し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

CO<sub>2</sub>排出量は、2030年に2013年度比46%の削減を目標としています。排出量の削減に向けたロードマップに従い、2025年度に国内すべての工場でも再エネ電力の導入比率を従来

の10%から20%に増やしました。省エネ設備への切り替え等も従来の省エネ活動とともに、積極的に実施してまいります。人権尊重については、国内外の当社グループ会社で人権リスク調査を実施して潜在リスクを評価しました。今後もESGの重要課題に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

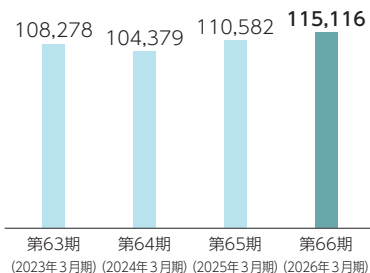
なお、中東情勢の緊迫化による原材料等の価格高騰については、適正価格にて取引すべく情報収集に努め、顧客、取引先等と密接にコミュニケーションを図り、適宜対処してまいります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

		第63期 (2023年3月期)	第64期 (2024年3月期)	第65期 (2025年3月期)	第66期 (2026年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	108,278	104,379	110,582	115,116
営業利益	(百万円)	12,749	11,050	13,271	14,040
経常利益	(百万円)	12,986	11,530	13,218	14,008
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	8,529	8,674	9,430	9,899
1株当たり当期純利益	(円)	105.68	107.31	116.99	123.15
総資産	(百万円)	135,364	140,778	152,988	153,003
純資産	(百万円)	105,128	112,967	123,154	129,553
自己資本利益率	(%)	8.6	8.0	8.0	7.9

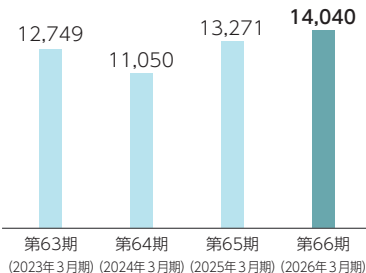
## 売上高

(単位：百万円)



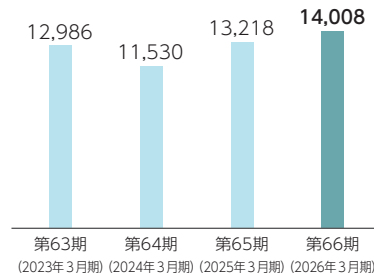
## 営業利益

(単位：百万円)

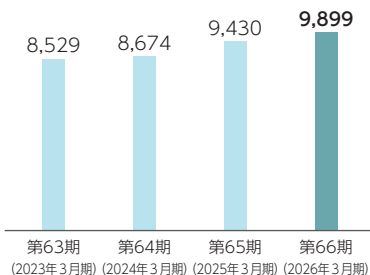


## 経常利益

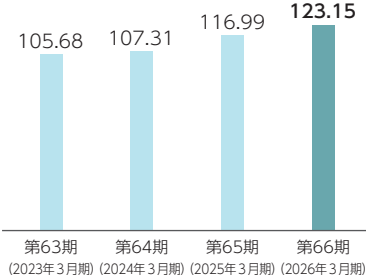
(単位：百万円)



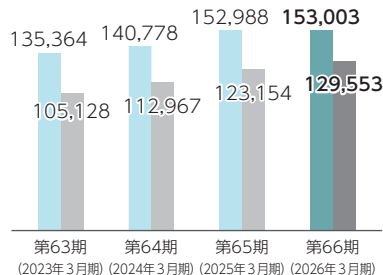
## 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



## 1株当たり当期純利益 (単位：円)



## 総資産/純資産 (単位：百万円)



## (7) 重要な親会社及び子会社の状況等

### ① 親会社の状況

当社の親会社は、信越化学工業株式会社であります。

同社は当社の株式を53.4%保有しており、当社は同社から塩化ビニル樹脂、シリコーンを含む原材料の仕入れ等を行っております。

(注) 株式の保有比率は、自己株式を控除して計算しております。

### ② 親会社との間の取引について

#### i 当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に当たっては、価格その他の条件について、一般的な取引条件と同様の条件によることを基本とし、交渉のうえ、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

#### ii 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、上場会社として、親会社からの独立性を確保して経営及び事業活動を行っており、上記 i のとおり、当社の利益を害さないように留意しております。また、当社の親会社と当社の少数株主との利益が相反する当社の重要な取引・行為について、「親会社との取引諮問委員会」が定期的に審議を行い、取締役会に答申しております。具体的な審議内容としては、親会社グループとの取引金額が大きい主要原材料の購入取引及び半導体業界向け主要製品の販売取引を中心に、上記 i のとおり検証しております。同委員会の委員は、公正かつ中立な判断を可能とするため、親会社から客観的かつ実質的に独立した者としなければならないこととしております。現在は独立社外取締役2名及び独立社外監査役2名の合計4名で構成されており、2026年3月期に開催した5回の委員会にすべての委員が出席のもと審議いたしました。これらのことから、当社取締役会は、親会社との取引の内容が適切であり、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

## ③ 重要な子会社の状況（2026年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
信越ファインテック株式会社	百万円 300	100%	「精密成形品」等の販売及び建築内外装・店舗等の設計・施工
Shin-Etsu Polymer America, Inc.	千米ドル 7,000	100	「電子デバイス製品」の販売
Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.	千マレーシアリングギット 41,500	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の製造
Shin-Etsu Polymer Europe B.V.	千ユーロ 3,640	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
蘇州信越聚合有限公司	千米ドル 15,300	100	「電子デバイス製品」の製造
Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd.	千香港ドル 14,414	*100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.	千シンガポールドル 9,194	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売

- (注) 1. 主要な事業内容は、各事業の名称等により記載しております。  
 2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。  
 3. \*印は子会社を通じて行っている出資を含めて算出している出資比率です。

## (8) 重要な企業結合等の状況

当社は、2025年4月1日付けで、当社完全子会社の株式会社キッチンスタを吸収合併しました。

## (9) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

主 要 事 業	主 要 製 品
電 子 デ バ イ ス 事 業	入力デバイス、コンポーネント関連製品、コネクタ関連製品
精 密 成 形 品 事 業	半導体関連容器、OA機器用部品、キャリアテープ関連製品、シリコンゴム成形品
住 環 境 ・ 生 活 資 材 事 業	ラッピングフィルム等包装資材関連製品、機能性コンパウンド、導電性ポリマー、外装材関連製品
そ の 他	工事関連他

## (10) 主要な拠点 (2026年3月31日現在)

## ① 当 社

本 社：東京都千代田区大手町一丁目1番3号  
 支店・営業所：大阪支店、名古屋支店、福岡支店、仙台営業所、札幌営業所  
 工 場：東京工場、児玉工場（以上、埼玉県）  
           塩尻工場、長野分工場（以上、長野県）  
           糸魚川工場（新潟県）、筑西工場（茨城県）

## ② 子 会 社

販売・工事他：信越ファインテック株式会社（東京都）  
 販 売：信越聚合物（上海）有限公司（中国）  
           Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd.（同上）  
           Shin-Etsu Polymer Taiwan Co., Ltd.（台湾）  
           Shin-Etsu Polymer Vietnam Co., Ltd.（ベトナム）  
           Shin-Etsu Polymer (Thailand) Ltd.（タイ）  
           Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）  
           Shin-Etsu Polymer America, Inc.（米国）  
           Shin-Etsu Polymer Europe B.V.（オランダ）  
 製 造：蘇州信越聚合有限公司（中国）  
           東莞信越聚合物有限公司（同上）  
           Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.（マレーシア）  
           PT. Shin-Etsu Polymer Indonesia（インドネシア）  
           Shin-Etsu Polymer India Pvt. Ltd.（インド）  
           Shin-Etsu Polymer Hungary Kft.（ハンガリー）  
 製造・販売：Hymix Co., Ltd.（タイ）

- (注) 1. 株式会社キッチンスタは、2025年4月1日に当社を存続会社とする吸収合併により消滅しました。  
 2. 上記吸収合併に伴い、筑西工場を設置しました。

## (11) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子デバイス事業	2,003名	-125名
精密成形品事業	1,685名	-108名
住環境・生活資材事業	381名	-7名
その他	54名	+7名
合計	4,123名	-233名

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,034名	+92名	44.1歳	19.4年

## (12) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 320,000,000株
- (2) 発行済株式総数 82,623,376株  
(自己株式2,251,655株を含んでおります。)
- (3) 株主数 17,221名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	42,986	53.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,910	7.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,092	2.6
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	1,945	2.4
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	986	1.2
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	768	0.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	693	0.8
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	678	0.8
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	605	0.7
J P MORGAN CHASE BANK 385781	487	0.6

(注) 1. 上記のほかに、信越ポリマー株式会社名義の株式（自己株式）が2,251千株ありますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況等
取	締	小	野 義 昭	
代	表	出	戸 利 明	
取	締	菅	野 悟	研究開発本部長
取	締	宮	下 修	
取	締	村	田 珠 美	村田法律事務所代表
常	勤	平	澤 秀 明	
常	勤	鳥	丸 義 明	
監	査	吉	原 達 生	
監	査	森	谷 知 子	株式会社 Integrity Associates 代表取締役

- (注) 1. 取締役宮下修及び村田珠美の両氏は社外取締役であります。なお、取締役宮下修及び村田珠美の両氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役平澤秀明及び森谷知子の両氏は、長年の経理業務の経験を有している等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役吉原達生及び森谷知子の両氏は社外監査役であります。なお、監査役吉原達生及び森谷知子の両氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、定款の規定に基づき、社外取締役宮下修及び村田珠美の両氏並びに社外監査役吉原達生及び森谷知子の両氏と、それぞれ責任限定契約を締結しております。その内容の概要は次のとおりであります。
- [社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の概要]  
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び監査役並びに当社の子会社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が当社又は当社子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して被保険者が株主又は第三者から損害賠償請求された場合の被保険者が被る損害及び訴訟費用等が補填されることとなります。
6. 取締役轟茂道氏は2025年6月24日付けで退任いたしました。

## (2) 執行役員の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	小野 義 昭	
代表取締役社長	出 戸 利 明	
専務執行役員	柴 田 靖	経営管理本部長
取締役常務執行役員	菅 野 悟	研究開発本部長
常務執行役員	小 林 直 樹	営業本部長 蘇州信越聚合有限公司董事長
常務執行役員	佐 藤 光 男	技術生産本部長
執行役員	高 橋 正 人	技術生産本部糸魚川工場長
執行役員	小 和 田 収	経営管理本部経営企画部長兼経理部長 Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.最高経営責任者
執行役員	小 松 博 登	研究開発本部開発統括室長
執行役員	山 本 和 彦	営業本部営業第三部長

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会の諮問及びその答申を経た上で取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その内容は、以下のとおりです。

#### ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績及び株価を反映させ、企業価値向上に対する取締役の経営責任が明確となるような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役割に応じた固定報酬としての「基本報酬」、年次業績を反映する「賞与」及び中期の業績向上を目的とした非金銭報酬等としての「ストックオプション」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、「基本報酬」のみを支払うこととする。

イ. 基本報酬及び賞与（いずれも金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。当社の取締役の賞与は、毎年、一定の時期に支給するものとし、担当事業の年次業績等を踏まえて、諸般の事情を総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 非金銭報酬等の内容及び数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、中期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、ストックオプションとし、当社の業績、社会情勢等を総合的に勘案して取締役会が決定した時期に付与するものとし、付与する個数は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

エ. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（オ. の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、ストックオプションは、指名・報酬委員会の答申を

踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議する。

② **取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第48回定時株主総会において年額4億円以内の範囲とする旨決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2006年6月29日開催の第46回定時株主総会において、年額3億円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を付与する旨決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は10名です。

③ **取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項及び個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由**

当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で承認された総額の範囲内で、役割等を考慮し、取締役会から授権された代表取締役社長出戸利明が決定しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。また取締役会は、代表取締役社長によりこの権限が適切に行使されることを確保するため、任意に設置された取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申の内容に従って代表取締役社長が決定を行うこととしております。指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、代表取締役社長により決定された取締役の個人別報酬の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ **監査役の報酬等の額の決定方針に関する事項及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

当社の監査役報酬は、業績に対する客観性を重視し、役割に応じた固定報酬（金銭報酬）としての「基本報酬」のみで構成するものとしております。監査役報酬等の額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第48回定時株主総会において、年額60百万円以内とする旨決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の総額	基本報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	236百万円 (22百万円)	198百万円 (22百万円)	38百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	45百万円 (14百万円)	45百万円 (14百万円)	- (-)
合 計	10名	282百万円	243百万円	38百万円

- (注) 1. 業績連動報酬はありません。
2. 非金銭報酬等として、2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、社外取締役を除く取締役に対しストックオプションとしての新株予約権（第38回新株予約権）を付与しました。
3. 取締役の基本報酬の額には、当事業年度中の取締役賞与引当金繰入額59百万円が含まれております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役村田珠美氏は、村田法律事務所代表を兼職しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、社外監査役森谷知子氏は、株式会社Integrity Associates代表取締役を兼職しておりますが、当社と当社との間には特別の関係はありません。

### ② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	宮下 修	当事業年度の取締役会14回のすべてに出席し、主として、総合社における医療品事業分野での豊富な経験を活かすとともに、独立的・客観的な立場から投資の適格性やM&Aへの取り組み等につき発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会及び親会社との取引諮問委員会の委員長を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
取締役	村田 珠美	就任後の当事業年度の取締役会10回のすべてに出席し、主として、法律分野における多様な経験と弁護士としての専門的視点及び独立的・客観的な立場からリスクヘッジやコンプライアンス遵守等につき発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会及び親会社との取引諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
監査役	吉原 達生	当事業年度の取締役会14回のすべてに、また、当事業年度の監査役会17回のすべてにそれぞれ出席し、主として、事業会社における幅広い分野での豊富な経験と見識を活かすとともに、客観的な立場から発言を行っております。また、親会社との取引諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
監査役	森谷 知子	当事業年度の取締役会14回のすべてに、また、当事業年度の監査役会17回のすべてにそれぞれ出席し、主として、米国公認会計士及び公認不正検査士としての専門的知識に基づき、事業会社での幅広い分野での経験と見識を活かすとともに、客観的な立場から発言を行っております。また、親会社との取引諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。

## 4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社の会計監査人としての報酬等の額	67百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等について確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Shin-Etsu Polymer America, Inc.、Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.、Shin-Etsu Polymer Europe B.V.、蘇州信越聚合有限公司、Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd. 及び Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

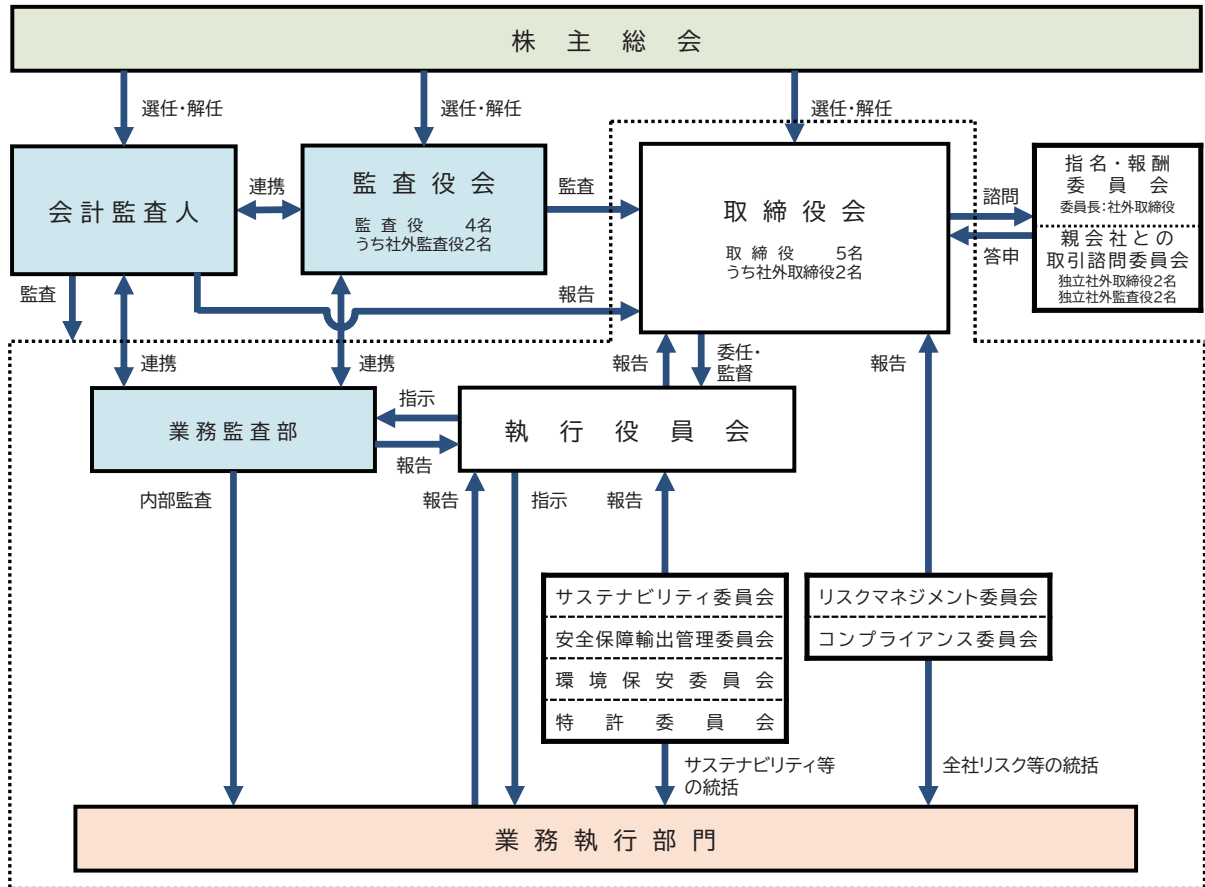
(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- (注) 本事業報告では、金額、株数及び持株比率については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

(ご参考)  
 当社のコーポレートガバナンス体制図 (2026年3月31日現在)



## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>101,964</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>19,968</b>
現金及び預金	50,073	支払手形及び買掛金	10,638
受取手形、売掛金及び契約資産	24,333	電子記録債務	984
電子記録債権	3,610	未払金	514
商品及び製品	12,974	未払法人税等	1,680
仕掛品	2,067	未払費用	3,012
原材料及び貯蔵品	6,419	賞与引当金	1,579
未収入金	2,121	役員賞与引当金	59
その他	548	その他	1,497
貸倒引当金	△186	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,482</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>51,039</b>	退職給付に係る負債	1,342
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>47,459</b>	その他	2,139
建物及び構築物	26,939	<b>負 債 合 計</b>	<b>23,450</b>
機械装置及び運搬具	8,330	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
土地	6,849	<b>株 主 資 本</b>	<b>115,132</b>
建設仮勘定	2,816	資 本 金	11,635
その他	2,522	資 本 剰 余 金	10,718
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>760</b>	利 益 剰 余 金	95,795
ソフトウェア	715	自 己 株 式	△3,017
その他	44	その他の包括利益累計額	13,974
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,820</b>	その他有価証券評価差額金	529
投資有価証券	1,149	為 替 換 算 調 整 勘 定	13,474
繰延税金資産	781	退職給付に係る調整累計額	△30
その他	888	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>446</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>153,003</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>129,553</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>153,003</b>

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金	額
売上高		115,116
売上原価		80,546
売上総利益		34,569
販売費及び一般管理費		20,528
営業利益		14,040
営業外収益		
受取利息	297	
受取配当金	122	
投資有価証券売却益	67	
その他	120	607
営業外費用		
支払利息	40	
為替差損	571	
その他	27	639
経常利益		14,008
特別利益		
新株予約権戻入益	10	
会員権処分益	58	69
特別損失		
減損損失	51	
業務委託契約解約損	396	447
税金等調整前当期純利益		13,630
法人税、住民税及び事業税	3,675	
法人税等調整額	55	3,731
当期純利益		9,899
親会社株主に帰属する当期純利益		9,899

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>56,576</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,455</b>
現金及び預金	22,424	支払手形	10
受取手形	119	電子記録債権	984
電子記録債権	3,110	買掛金	8,279
売掛金	17,006	未払金	451
商品及び製品	7,913	未払費用	1,627
仕掛品	760	未払法人税等	1,169
原材料及び貯蔵品	3,298	預り金	3,000
未収入金	1,457	賞与引当金	1,350
その他の金	536	役員賞与引当金	59
貸倒引当金	△51	その他の	520
<b>固定資産</b>	<b>45,604</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,334</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>34,689</b>	長期未払金	27
建物	20,105	退職給付引当金	905
構築物	567	資産除去債務	1,400
機械及び装置	5,287	<b>負債合計</b>	<b>19,789</b>
車両運搬具	169	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	1,004	<b>株主資本</b>	<b>81,415</b>
土地	5,673	資本金	11,635
建設仮勘定	1,881	資本剰余金	10,469
<b>無形固定資産</b>	<b>677</b>	資本準備金	10,469
ソフトウェア	662	利益剰余金	62,328
その他の	15	利益準備金	1,019
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,237</b>	その他利益剰余金	61,309
投資有価証券	1,148	別途積立金	15,230
関係会社株式	5,575	繰越利益剰余金	46,079
関係会社出資金	1,734	<b>自己株式</b>	<b>△3,017</b>
長期前払費用	66	評価・換算差額等	529
繰延税金資産	1,412	その他有価証券評価差額金	529
その他の	298	<b>新株予約権</b>	<b>446</b>
<b>資産合計</b>	<b>102,181</b>	<b>純資産合計</b>	<b>82,392</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>102,181</b>

損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額
売上高	84,560
売上原価	61,779
売上総利益	22,781
販売費及び一般管理費	13,652
営業利益	9,128
営業外収益	
受取利息	61
受取配当金	4,552
為替差益	220
その他	50
営業外費用	
支払利息	14
固定資産除却損	7
固定資産売却損	8
その他	2
経常利益	13,980
特別利益	
新株予約権戻入益	10
抱合せ株式消滅差益	792
会員権処分益	58
特別損失	
減損損失	17
税引前当期純利益	14,824
法人税、住民税及び事業税	2,520
法人税等調整額	49
当期純利益	12,253

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

信越ポリマー株式会社  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 渡 邊 力 夫  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 川 脇 哲 也  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越ポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

信越ポリマー株式会社  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊力夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 川脇哲也  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

信越ポリマー株式会社 監査役会

常勤監査役	平 澤 秀 明	Ⓔ
常勤監査役	鳥 丸 義 明	Ⓔ
社外監査役	吉 原 達 生	Ⓔ
社外監査役	森 谷 知 子	Ⓔ

以 上

